

序 章 計画改定にあたって

- 1 景観まちづくり計画改定の背景
- 2 景観まちづくり計画の位置づけ
- 3 景観について

1 景観まちづくり計画改定の背景

(1)景観まちづくり計画改定の背景

景観まちづくり計画の策定

本市では、潤いがあり地域の特色ある景観づくりを総合的・計画的に推進するため、平成5年（1993年）に「吹田市都市景観形成基本計画」を策定し、安全性・利便性などとともに、美しさや快適さに配慮したまちづくりの取組を進めてきました。こうした中、平成16年（2004年）の景観法^{*1}制定を受けて、平成19年（2007年）に、地域らしさと潤いのある景観を形成し、快適な暮らしの環境の創造に資するとともに、市民、事業者、専門家等及び行政の協働による取組により、次代につなぐ良好な景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示すものとして「吹田市景観まちづくり計画」を策定し、市民との協働により美しく魅力ある景観をもったまちとすることを「景観まちづくり」と位置付けました（以下、平成19年（2007年）策定の計画を「前計画」という）。

前計画に基づく景観に関する取組

前計画策定から10年以上が経過する中で、市内では、吹田操車場跡地における北大阪健康医療都市（健都）の整備やおおさか東線開通による南吹田駅開業、エキスポシティをはじめとする大規模な施設跡地の土地利用転換や千里ニュータウンの再生に向けた住宅団地等の建替えなど、様々な状況の変化がみられました。

本市は平成20年（2008年）に景観行政団体^{*2}となり、平成21年（2009年）4月に「吹田市景観まちづくり条例^{*3}（以下、「条例」という）」及び「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準^{*4}（以下、「景観形成基準」という）」を施行しました。

条例による届出は毎年250件程度あり、本市では吹田市景観アドバイザー会議を活用しながら協議を行い、景観に配慮した建築物等となるよう誘導を行ってきました。事業者に対して、景観形成基準に基づき色彩基準等の遵守を求めるだけでなく、デザインマニュアルなどのツールを活用し、周辺と調和した計画となるように誘導してきました。

また、大規模な開発行為などの際には景観形成地区^{*5}の指定に向けた協議を積極的に行っており、吹田市景観まちづくり審議会への諮問を経て、令和3年（2021年）11月末時点で31地区を指定し、それぞれの地区の特性を活かしながら景観形成に関する基準を定め、良好な景観まちづくりを進めてきました。

その他にも、ガイドラインといった地域のルールづくりや、吹田市景観アドバイザー派遣制度、景観まちづくり活動補助金を活用した景観への取組支援、「吹田市景観まちづくり賞」や「吹田のいいでしょこのまち作品展」の実施など、良好な景観形成に対する誘導、支援、啓発などを継続的に行ってきました。

また、令和2年度（2020年度）には中核市への移行とともに「吹田市屋外広告物条例」を施行し、地域の特性や周辺と調和した屋外広告物となるよう規制・誘導を進めてきました。

今日の景観は、前計画に基づく多くの取組により、時間をかけて醸成された、たまものであり、良好な景観を次代につなぐため、今後も引き続き取組を続けなければなりません。

計画改定の背景

前計画策定から 10 年以上が経過する中で、市内でも少子高齢化の進展や、地球温暖化による環境問題の深刻化、インターネットや SNS といった高度情報社会の進展など、本市を取り巻く状況が変化してきており、本市においては吹田市第 4 次総合計画の策定、都市計画マスタープランの中間見直し、第 2 次みどりの基本計画の策定及び改訂など、上位関連計画の策定、見直しなども進み、本計画の改定においても、こういった状況の変化への対応や各種計画、施策などとの整合を図っていく必要があります。

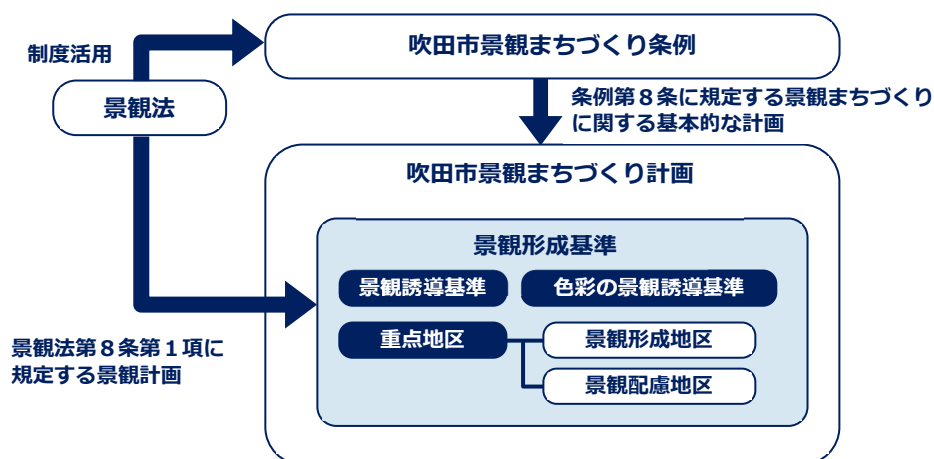
また、景観まちづくりは市民や事業者など一人ひとりが身近な通りや地域の景観をより良くしようとする取組の積み重ねであり、それらが市全体の景観の向上につながります。

そのため、これまで以上に市民や事業者との間で本市の景観の特徴や良さ、景観まちづくりの方向性を共有し、その実現を図っていくことが重要です。

景観まちづくりは時間をかけて持続的に取り組んでいくものであることから、前計画の理念や考え方は継承しつつ、上記の状況変化などを踏まえ、本市の景観まちづくりのより一層の推進を図るため、計画の改定を行うこととしました。

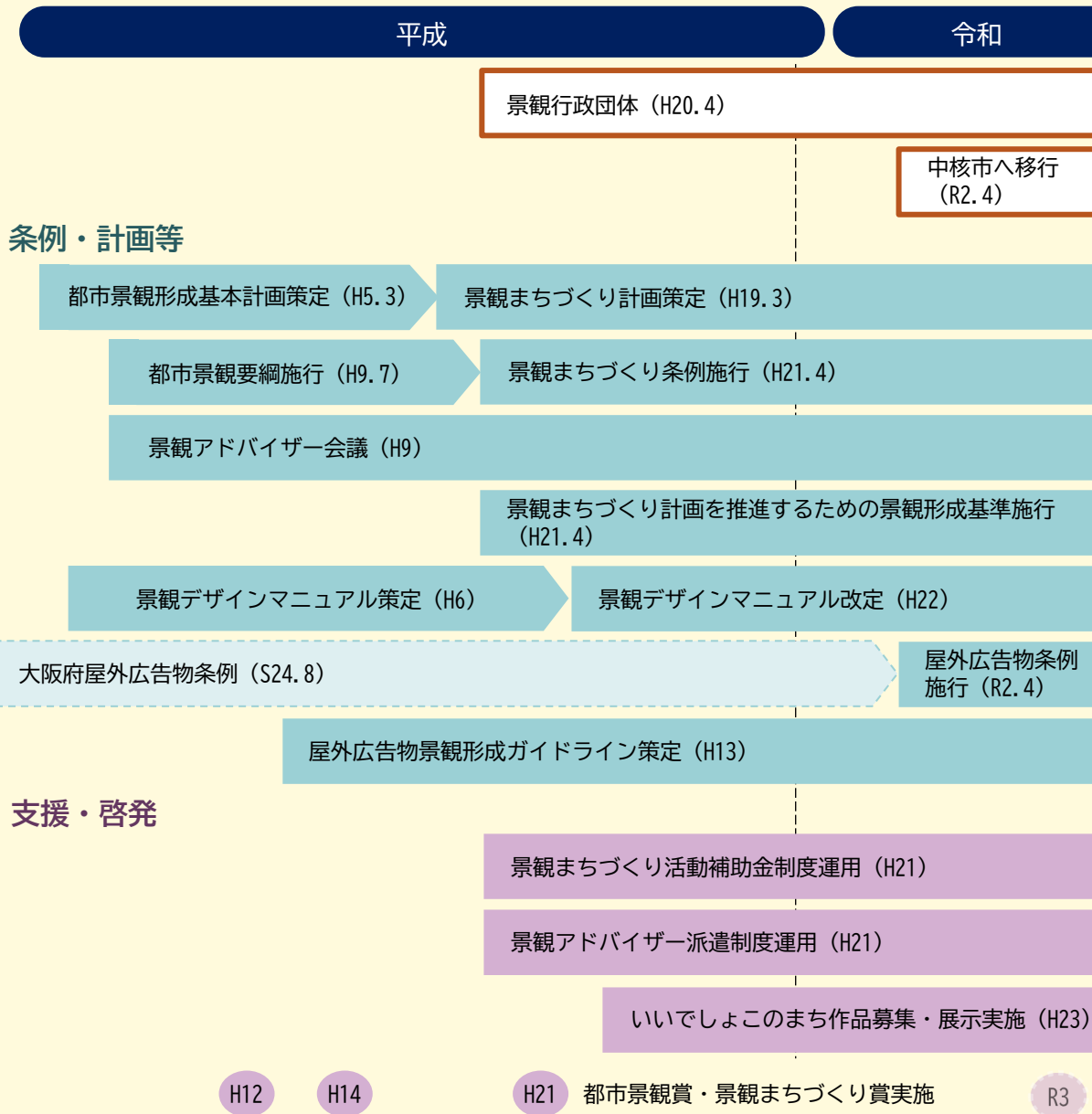
- *1 景観法：都市や農山漁村等において、良好な景観の形成に関する基本理念や国等の責務を位置づけ、景観計画の策定、景観計画区域及び景観地区等における規制及び支援等を定めた我が国で初めての景観についての総合的な法律。平成 16 年（2004 年）に公布、施行。
- *2 景観行政団体：景観法第 7 条第 1 項に基づき、景観計画の策定等、景観法に基づく諸政策を実施することができる地方公共団体。
- *3 吹田市景観まちづくり条例：景観まちづくりに関する基本理念や施策の基本となる事項などを定めることにより、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、地域らしさと潤いにあふれ、次代に誇れる美しいまちをまもり、つくり、はぐくむことを推進するための条例。
- *4 吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準：景観法第 8 条第 1 項に規定する景観計画として、景観計画区域及び良好な景観の形成に関する方針を定め、計画区域内の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等について、届出・勧告を基本とする規制誘導を行うもの。

景観形成基準の位置づけ



- *5 景観形成地区：景観計画区域内で、特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区。土地所有者の意見を聴いて指定。

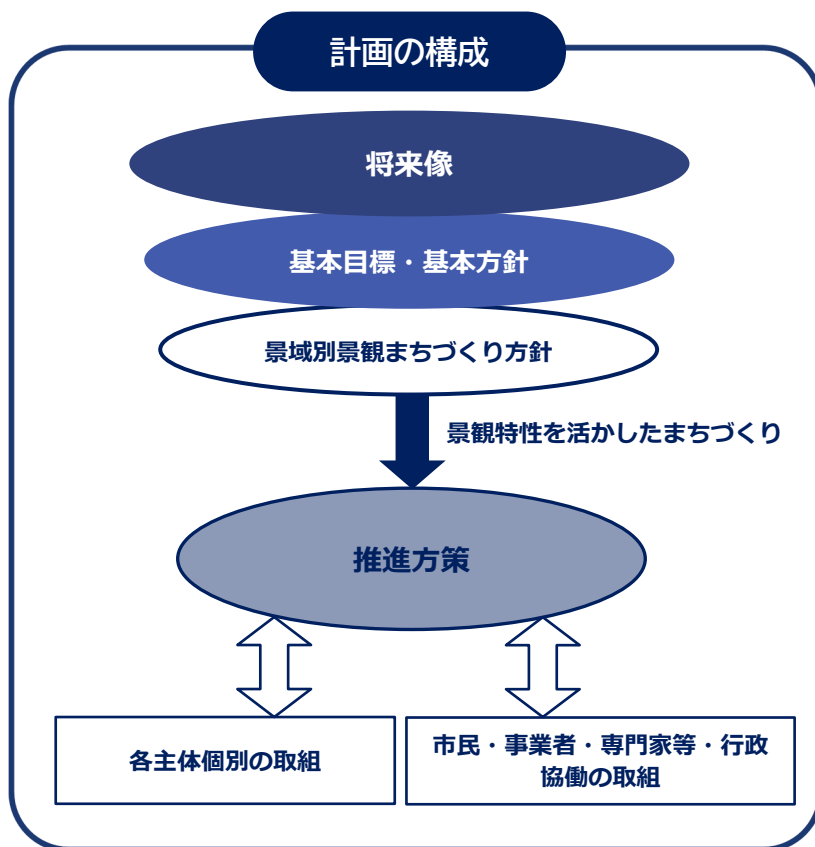
吹田市の景観まちづくりの主な取組



(2)計画改定の視点

本計画の改定は次の3つの視点に基づいて行います。

- 吹田の景観の特性を再確認します。
- 景観特性である「地形」、「歴史」、「土地利用」、「都市活動・暮らし」がおおむね共通する空間の範囲（景域^{けいいき}）ごとに、景観まちづくりの方針を示します。
- 景観をより良くするための方策をわかりやすく示します。

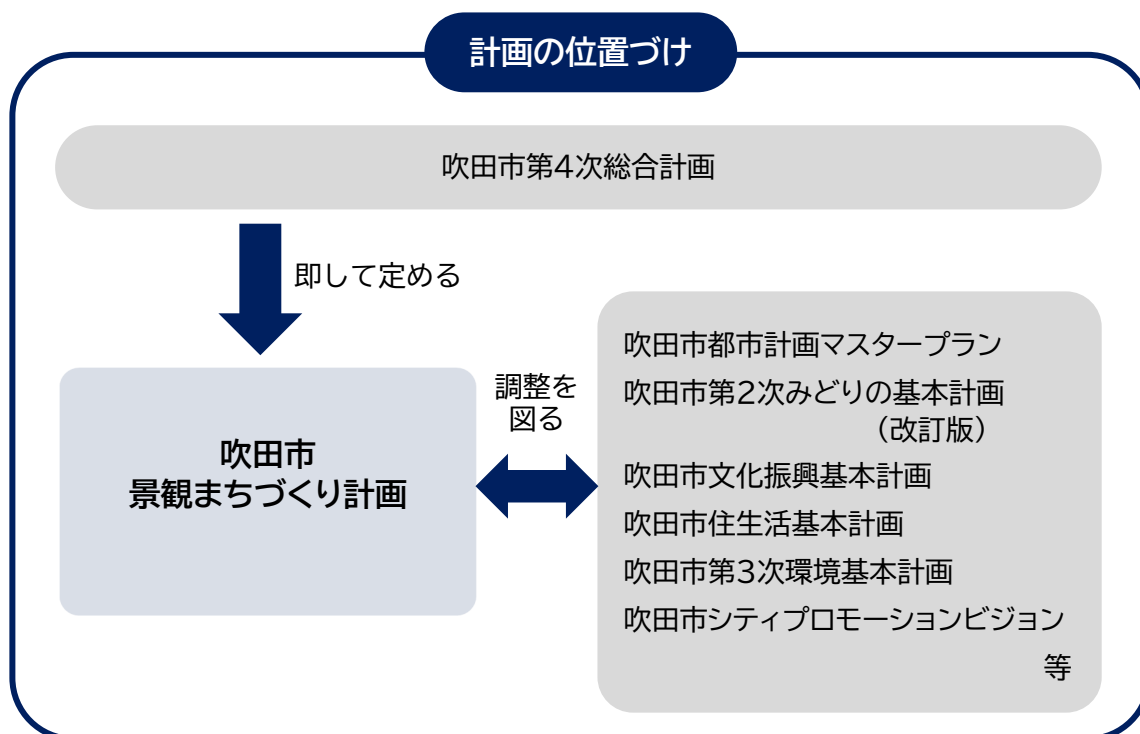


2 景観まちづくり計画の位置づけ

本計画は、吹田市第4次総合計画の将来像である「まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、だれもが安心してすこやかで快適に暮らしつづけられるまち」の実現に向け、景観面からのまちづくりの基本的な方向性を示すものであり、各関連計画との調整を図り、定めるものです。

また、本計画を推進していくためには、様々な施策との連携による総合的なまちづくりを行うことが重要です。

景観は時間をかけて形成されていくものであるため、次代を見据えた長期的な視点での取組を基本とします。また、社会情勢の変化や土地利用状況の変化、総合計画・関連計画の見直しの状況により、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



3 景観について

(1) 景観とは

目で眺め、心にきざむ風景

景観とは、遠くの山並みや自然、まちを構成する建物など、私たちが眺めるまちの風景であり、そこにはその場所の歴史や地域の文化が表れています。

また、一日の生活の中でも朝起きて窓から眺める風景、職場や学校へと向かう道すがらの風景、仕事の帰りに家の灯りや街路灯などが温かい光で迎えてくれる風景などがあり、一年を通じた暮らしの中でも、桜をはじめとする花々や新緑が芽吹く春、祭りなど人々の活動が映える夏、色鮮やかな紅葉などを楽しめる秋、澄み渡った風景を感じられる冬など、景観は私たちの生活や体験にも密接に関係しているもので、心の中に広がる心象風景も景観の一つといえます。

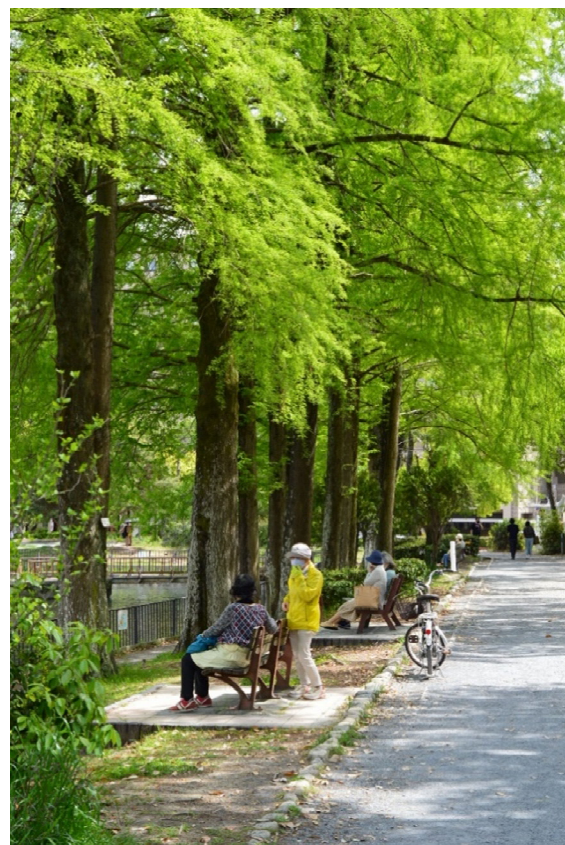
体験するものであり、表現し、働きかけるもの

私たちが何気なく着ている服や、日常の様々な活動、人々の暮らしの様子も、景観を構成する要素であり、都市という空間を舞台として展開される人々の多様な活動が総合的に表現されたものを景観とすることができます。

私たちがまちの中で表現し、まちと人とが相互に働きかけることを意識すれば、まちの中での体験も豊かになり、まちに対する愛着もいっそう強くなることでしょう。



千里山



千里南公園

私たちの敷地からつくり出せるもの

都市の中には、道路などの公的な空間と、建物の敷地などの私的な空間があります。私的な空間が公的な空間に触れる「境界」の領域は、多くの人の目に触れる機会が多く、景観に果たす役割が大きい重要な部分です。

つまり、敷地の中の建物や外構も景観の要素の一つであり、景観は、私たちの敷地からつくり出すことができるものといえます。

さまざまな要素が折り重なった総合的なものであり、地域らしさを表すもの

私たちが周りの風景を眺めるときは、目に入ってくる道路・建物・緑・人などを総体として捉えているように、景観は都市を構成するさまざまな要素が折り重なった総合的なものです。

そして、歴史やにぎわい、緑、眺望の良さといった、場所や地域の特性が高まると、「地域らしさ」が備わった景観となります。

個々の規模・形態・色彩などの要素が全体として調和することにより、それぞれの地域らしさが表現され、良好な景観をつくり出すことができるといえます。



円山町

市民共有の財産

景観は、道路や公園、建物など公共や民間の様々なもので構成されますが、まちのイメージや文化を表すものであるという意味で、極めて公共性が高く、市民共有の財産ともいうべきものです。

今ある景観は、市民・事業者・専門家等及び行政が協働してはぐくんできたものであり、景観資源としてまちに関わる全ての人々が享受するものです。また、今後新たに建てられる建物などもその後長年に渡り地域の景観資源となっていくます。



健都ライブラリー

SDGs と景観

SDGs (Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)) の略称で、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標で、2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

SDGs というと、国や都道府県、市町村が行う施策と考える人もいますが、実は SDGs の考え方は、以下のように私たちの身近な景観まちづくりにも関わっています。

**地域のまちなみや雰囲気と調和したお店をみつける**

まちに調和した建物や看板の店をみつけたら、そこを訪れ、買い物をして支えることにより、良い雰囲気の店で構成された良好な景観が形成されていくことにつながります。

⇒ゴール 11.住み続けられるまちづくりを

職場が行う地域活動に参加し、地域の人と交流する

地域貢献の一環として職場が行う地域の清掃活動などに積極的に参加することにより、まちを綺麗に保つだけでなく、地域の人々との交流が生まれ、新しい活動（アクティビティ）が生まれていくことにつながります。様々な活動も景観を形づくる重要な要素です。

⇒ゴール 8.働きがいも経済成長も

庭木は 50 年後を楽しみに植える

家を建てる時、今の見映えの良さから大きな庭木を新たに植えてしまうと、すぐに敷地をはみ出し伐採しなければいけなくなるかもしれません。それより、家や住む人と一緒に成長していく過程を楽しむような樹木を植えることで、まちの景観も一緒にはぐくんでいくことにつながります。

⇒ゴール 12.つくる責任 つかう責任

(2)景観まちづくりとは

大規模な建物を建てることや、歴史ある景観を保全することだけでなく、一人ひとりが通りや地域の景観をより良くしようとする取組も「景観まちづくり」です。ひとつの影響はたとえ小さくても、この個々の取組が積み重なることで、景観は少しずつ、着実に良くなっていきます。

人々の暮らしと調和した、暮らしやすいまちをまもり、つくり、はぐくむこと

景観は人々のさまざまな営みの総合的表現であり、人々の暮らしの中に溶け込んでいくものといえます。そのため、良好な景観をつくることとは、単に美しいだけでなく、朝から夜まで私たちが一日の生活を過ごす場所として、親しみのある快適な生活空間をつくることです。

心がなごむ、心地よさをもたらすなど、暮らしの中で心を豊かにする景観をまもり、つくり、はぐくむことが大切です。

地域らしさをまもり、はぐくむこと

歴史を感じさせる景観やにぎわいのある景観、落ち着いた住宅地など地域ごとの特色ある景観は、地域固有の自然条件をもとに、市街地形成や様々な活動や暮らしの営みなどの積み重ねによって形成されたものです。このような地域の特性を再認識し、地域らしさをつくり出している景観資源などの保全・育成を図ることが必要です。それぞれの地域らしさを踏まえたデザインを施すなど、地域らしさを活かした景観をまもり、はぐくむことで、さらに魅力ある良好な景観が形成され、良い状態で次代に引き継いでいくことができます。



内本町

市民、事業者、専門家等、行政が積極的に取り組むこと

良好な景観をはぐくむには、市民・事業者・行政のそれぞれが保有し管理する分野において、周辺と調和のとれた景観まちづくりを行うことが大切です。

また、これまでは行政による公共事業の実施や事業者による面的開発などによってまちづくりを進めてきましたが、都市が成熟してくる中で、生活や活動の主人公である市民や事業者、専門家等が景観面からのまちづくりに主体的に取り組み、行政と一緒に地域で景観を考え、協働して取り組んでいくことが大切です。また、共通の将来像の実現に向けて、それぞれの主体が積極的に個々の取組を行うことで、さらにその実現は確かなものとなります。

まちづくりとして、時間をかけてはぐくむこと

景観は、時間をかけて積み重ねることで形成されるものであり、次代を見据えた長期的視点で景観をまもり、はぐくむことが大切です。施設の新設や更新にあたっては、長期的評価に耐える良質な景観を形成するよう努めなければなりません。

そして、つくられた施設や空間の一つ一つをまもり、はぐくむこと、適切な維持管理を十分に行うことによって良好な景観を保っていくことが大切です。



第3回景観まちづくり賞表彰式

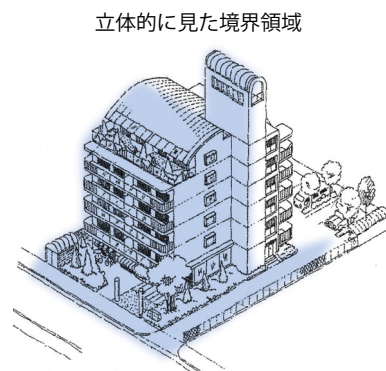
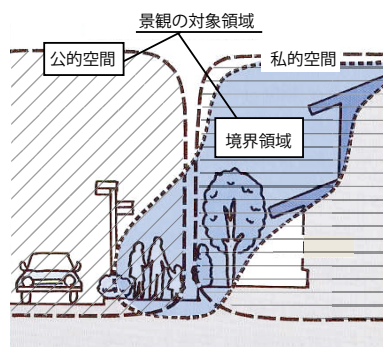
(3)景観の対象領域と捉え方

都市の空間は、所有関係によって「公的空間」と「私的空間」に大きく分けることができます。

公的空間と私的空間の接点部は景観形成上きわめて公共性が高く、重要な「境界領域」として分類できます。

景観は、道路や河川などの公的空間だけでなく、これらと接する塀や生垣、玄関・アプローチなどの敷^{しきぎわ}際^{さい}、建築物の屋根や外壁などの境界領域が重要な役割を担っています。

本計画では、この「公的空間」と「境界領域」を『景観の対象領域』としています。



また、景観は見る人の位置と対象とするものとの距離によって捉え方が異なります。身近に建築物などを見る「近景」、連なったまちなみが見える「中景」、そして遠くのまちなみを眺める「遠景」の三つです。景観形成においてはこれらの視点において『景観の対象領域』の連続性や調和を確認することが大切です。



* 敷^{しきぎわ}際^{さい}：道路などの公共空間に接する敷地のうち、通りなどから見える部分。